

## 県議会厚生常任委員会での質疑の概要 (R1. 12. 10)

### 1 県議会厚生常任委員会について

県議会は、まず、本会議で議員が議案や県の仕事について質問や質疑を行い、その後、専門的かつ詳細に審査するため、議案等を委員会に付託します。

常設されている委員会を常任委員会といい、厚生常任委員会は、福祉、保健、医療等について審査します。この委員会には、県当局から福祉子どもみらい局長等の幹部職員が出席し、委員（委員会に所属する議員）の質問に対して答弁します。常任委員会には通常、知事は出席しません。

### 2 県議会厚生常任委員会での質疑の概要 (R1. 12. 10)

(委員) 車いすの拘束や散歩が少ないということは過去の話であり、すでに対応がされているはずだが、つい最近、別に事案があったということか。

(県当局) 近々にあったことではない。

(委員) 近々にあったことでないのであれば、その時点で何かペナルティの必要な事案だったのか。

(県当局) 過去に遡って処分の必要な事案ではなかった。

(委員) 知事発言の「次々と寄せられた」とはどんな事案で、いつどんな人から寄せられたのか。

(県当局) 知事のところに寄せられたものは把握していない。

(委員) 知事発言の「その人らしく暮らす姿を見た」とはいつ、どこの施設のことか。

(県当局) 知事の言う感動的なシーンとは、津久井から横浜市内の事業所に移動した利用者の番組報道を見たことで、表情豊かに自治会活動に参加している様子と以前の様子とを対比した。その事業所を視察したことがあり、その時の様子を見ていたので、重ね合わせて生き生きしていると感じたとのことだった。

(委員) 愛名元園長の事件については特別監査の結果が出ていない中で、重大な判断をしたことは関係あるのか。

(県当局) 法人の理事が行ったことで看過できない。直ちに業務に瑕疵があったかどうかとは別の受け止めである。

(委員) 共同会がけしからんという論法であるなら、指定管理の3つの施設すべてを再考するのが筋ではないか。なぜ津久井のみ過去の問題を引っ張り出すのか。

(県当局) 再生された津久井の芹が谷は新施設、千木良は規模も大きく変わる。愛名は同じ事情ではないし、見直しの時期ではない。厚木は今回の影響を受ける理由はない。

(委員) 一番やってはいけないのは不安・動揺・混乱を利用者・家族・支援者にもたらしたことだ。職員のモチベーションにも大きな影響がある。順序として知事発言の事前に説明をしたか。

(県当局) 最初に議会に伝えるという知事の意向だったため、家族・共同会には伝えていない。

(委員) 公募については2月の議会で判断することになるが、共同会では新しいケアができないということで、制度上外すことができるのか。

(県当局) 共同会が応募することは可能である。不適格性で外すということではなく、公募で透明性を担保することが目的だ。

(委員) 基本協定書のどの条文で協議を申し入れるのか。

(県当局) 事業内容等協定の変更の第73条に基づく。

(委員) 利用者の満足度が著しく低下しているなど、モニタリングの結果はどうか。

(県当局) 津久井やまゆり園の利用者満足度調査では大変高い満足度をもらっている。

(委員) あのような表明の仕方、利用者・家族に不安を与えているという認識はあるか。

(県当局) まず議会にお伝えするという知事の決断・判断で本会議の場を使った。その結果利用者・家族に説明を尽くさないまま方針が示されたため、その後家族への手紙・説明を始めたところである。

(委員) 車いすでの長時間拘束と園の外に出た散歩がほとんどなかった件について今はないとのことだが、過去たくさんあったのか。

(県当局) 身体拘束について、かつてそういうことがあったのは事実だが、改善している。やむを得ない場合には同意書を取るなどして、今は全くないことではないと思っている。

(委員) 県立の施設でこういう事例があったということであれば、県が把握しているなぜ公表しないのか。現在でも行われているのか。

(県当局) 「かつて」であり、現在は安易に行わないようになっている。

(委員) 共同会との協議について、県と指定管理者で通常の情報交換もうまくいっているのか疑問がある。

(県当局) 津久井に関しては津久井やまゆり園事件後、連携を行っている。愛名の事件発覚後はすぐに情報共有するなど、適切に取り組んできている。

(委員) 愛名やまゆり園の立ち入り調査とはどのようなものか。

(県当局) 基本協定書に規定されている随時モニタリングのこと。元園長の管理業務の実施確認と現在の支援の状況を確認している。

(委員) 愛名元園長の事件は看過できないものだが、基本協定書に業務外の事件や役員個人の犯罪が定められているのか。

(県当局) 業務外の事件をもって直ちに処分を行うことはないが、管理業務を適切に行っていたかを確認するモニタリングを行っている。愛名元園長の業務に問題があれば指導する。現時点で申し上げるものはない。

(委員) 利用者・家族の偏りのない選択のために、意思決定支援は重要なものであるが、しっかり継続できるのか。

(県当局) 共同会には引き続きしっかりやってもらえるものと確信している。

以上

(文責) 社会福祉法人かながわ共同会

注：この質疑の概要は、県当局が知事の発言をより具体的に説明していると思われる部分を中心に、かながわ共同会が録音から書き起こしたもので、発言の趣旨等については出来る限り正確に伝わるよう記載していますが、実際の発言とは言い回しや語尾等が異なる場合があります。

### **(参考) 津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書 (抜粋)**

(協定の変更)

第 73 条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき、又は大規模な制度変更など特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

注：「甲」は神奈川県、「乙」は社会福祉法人かながわ共同会。